

第 7 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 7 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 議案第 2 7 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 2 8 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 2 9 号

現況確認証明に対する意見決定の件

(4) 議案第 3 0 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

(5) 議案第 3 1 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(6) 議案第 3 2 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

2番 横川 昌英 3番 金沢 和則 4番 芳賀 正幸
5番 緑川 一男 6番 仲田 昌勝 7番 緑川 喜友
8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

11番 添田 勉 12番 藤田 浩伸 13番 小林 富男
14番 近内 繁治 15番 小池 力 16番 福田 正三
17番 矢内 壮幸 18番 齋藤 英幸

欠席委員 1名 1番 角田 義光

事務局 事務局長 武藤 伝
農地管理係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

- ・ 議 長 本日の出席は16名です。1番角田委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

まず議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、2番 横川昌英委員 3番 金沢和則委員を指名いたします。

- ・ 事務局長 議事に入ります前に議案書について訂正がありますので議案書3ページ、17ページ、18ページの差替えをお願いします。

最初に、議案第27号は番号3の筆の一部が委員の現地調査により現況が山林化しているのが確認され、事務局で再度譲受人に確認したところ山林化しているところを除いて申請する確認が取れたため差替えるものです。

次に、議案第32号は非農地判断する一覧の中に開パの土地が含まれておりましたので、その筆を削除したため差替えるものです。

(1) 議案第27号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議 長 それでは議事に入ります。議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・ 議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

- ・ 芳賀正幸委員 農地法第3条第1項1番譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏の件を調査した結果を報告します。

7月6日午前11時から最適化推進委員福田氏、〇〇〇〇氏私の3人で現場確認をしました。譲渡人、譲受人は〇〇〇〇に委任することです。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から東に100mほど行き道路左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇、140㎡の畑です。この畑は現在休耕中です。

譲受人〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏から耕作したいとの申し出があったため譲受人に贈与することにしました。周りは畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方の審議の程よろしくお願い致します。

・議長 只今説明のあった、農地法第3条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第3条第1項番号2を調査されました遠藤武重委員に報告を求めます。

・遠藤武重委員 それでは農地法第3条第1項番号2所有権移転・贈与の確認調査の報告をします。

調査日が令和2年7月11日午前10より、譲受人の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇と、私と、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんの4人で〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、仕事の都合で欠席でした。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇へ2kmほど行った所を右折して〇〇〇〇方面へ500m行った左側に墓地があり、その手前に〇〇〇〇さんの住宅がありその手前の脇道を10mほど入ったところに〇〇〇〇〇〇〇〇の畑784㎡があり、現在は〇〇〇〇さん所有の育苗ハウスがあります。

譲渡人と譲受人の申請理由ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんは譲受人の隣に住んでいる事から長年にわたり稲作の苗と、田んぼの耕起や代掻きなどを委託していることから、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑784㎡を譲受人の〇〇

〇〇さんと相談し、贈与の運びとなりました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしく
お願いします。

・議 長 只今説明のあった、農地法第3条第1項番号2について何かご意見等ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号2につ
いて承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第3条第1項番号3を調査されました遠藤武重委員
に報告を求めます。

・遠藤武重委員 農地法第3条第1項番号3所有権移転・贈与の確認調査の報告をします。

調査日が令和2年7月11日午前9時より、譲受人の〇〇〇〇さんと、
私と、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんの4人で
〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。譲渡人の〇
〇〇〇さんは、仕事の都合で欠席でした。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇を市街地へ向かい〇〇
〇〇〇〇〇〇の信号を右折し突き当たりT字路を左折し突き当たりを右折し
左側に〇〇〇〇〇〇〇〇の手前を左に〇〇〇〇〇〇〇〇の畑287㎡、〇
〇〇〇〇〇〇〇〇右側の上に、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑1,667㎡で現在作
付けはされておられません。

譲渡人と譲受人の申請理由ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんは本件農地
を相続しましたが耕作が困難なため、譲受人の〇〇〇〇さんに相談したと
ころ農業の利便性を図ることから引き受けても良いとのことで贈与の運
びとなりました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしく
お願いします。

・議 長 只今説明のあった、農地法第3条第1項番号3について何かご意見等ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号3につ
いて承認するものと決定いたします。

(2) 議案第28号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 議事に入ります。議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地でございます。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は一般住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地でございます。

農地法第5条第1項番号3についてですが事業計画者は携帯電話基地局設置に関する仮設トイレ及び作業用地設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地です。

農地法第5条第1項番号4から6についてですが事業計画者は牛舎兼堆肥舎建築を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地でございます。

・議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました小林富男委員に報告を求めます。

・小林富男委員 農地法5条1の現地確認報告をします。

調査日が令和2年7月6日午前9時より、立会人に事務局から2名、三瓶さんと矢内さん、譲渡人の〇〇〇〇さん、農業委員会より、横川さんと小林、〇〇〇〇さんの計6名で行いました。

申請農地は譲渡人の自宅の隣の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の畑であります。譲受人は譲渡人の〇〇〇〇あり〇〇〇〇です。家を建てたいという申し出があり今回に至っております。

申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇に向かって〇〇〇〇〇〇〇〇〇左へ、すぐ左へ200m位いった右側の畑であります。面積419㎡、一般住宅90.36㎡、駐車場45.00㎡、法面49.11㎡、通路及び回転スペース234.53㎡です。土地は平らで法面が少し

ありますが問題ありません。取水、排水は周辺農地には何の影響もありません。以上この案件は問題ありませんので、皆様方の審議よろしくおねがいします。

・議 長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

・議 長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2を調査しました芳賀正幸委員に報告を求めます。

・芳賀正幸委員 農地法第5条第1項2番譲渡人〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇〇氏の件を調査した結果を報告します。

調査日は7月6日午前11時より〇〇〇〇〇〇〇〇に集合し事務局から三瓶係長と矢内主事、〇〇〇〇氏、最適化推進委員福田氏と私の5人で調査しました。譲渡人、譲受人は〇〇〇〇に委任するとのことです。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から東に100mほど行き道路左側の所です。譲渡人〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏139㎡の畑と、譲渡人〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏280㎡の畑で、地番は〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆419㎡休耕地です。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏です。

転用目的は一般住宅です。事業の必要性について、譲受人は現在申請地近隣の実家で両親、妻、子供2人とともに生活していますが子供の成長に伴い実家が手狭になってきたことから住宅の新築を計画しました。子供の生活環境の変化による影響を少なくすることや育児に対する協力を両親から得られること、両親の将来的な介護等を勘案すると実家敷地に近い申請地において住宅の新築をすることが望ましく今般の申請に至りました。土地の選定理由について、今回の申請地以外にも近隣の土地の中から数カ所候補の検討をしました。現在の実家敷地において建て替えを検討しましたが、実家敷地は東側に崖が存していることや接面道路に後退協議に要するなど十分な建築敷地の確保は困難でした。そのほかに所有する土地も少なく知人である譲渡人に相談したところ今回に申請地に内諾が得られた

ことから申請地を選定するに至りました。

以上調査した結果問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしくお願ひします。

- ・議 長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3を調査しました緑川喜友委員に報告を求めます。

- ・緑川喜友委員 農地法第5条第1項3番の農地転用の件を調査した結果を報告します。

調査は令和2年7月6日午後1時30分より現地にて行いました。立会人は〇〇〇〇申請代理人、〇〇〇〇氏、役場より武藤事務局長、三瓶係長、そして最適化推進委員矢内壮幸さんと私の5人で調査しました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を左折して東へ500m行き、そこより再び左折し800m行き次に右折して300mほどいったところにあります。地目が畑で面積は226.92㎡です。

設定人住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇に住んでいる〇〇〇〇氏で職業は〇〇〇〇〇〇です。区分としては、携帯電話中継基地局の建設に伴う工事用許可申請です。

事業の必要性として携帯電話の普及に伴い板橋地区において通話品質が低下する地域が発生していて、その改善のため他の中継基地局とのバランスや地形形状を合わせて検討し、同地区周辺での中継基地局建設が不可欠となりました。

土地の選定理由は、土地条件として電波対策エリアより効率的に網羅できる地点であること。また建設工事用の敷地が確保でき、かつ隣接地への建柱車の配置など、より合理的な仮説計画が立てられることの理由で同農地が最適であることから選定することとなりました。

この計画は無線中継基地局建設の施工にあたり計画地の隣接地を一時借用し工事車両の一時駐車と資材置き場として利用するもので建設完了

後は農地復元計画書に基づき現状復旧いたします。またこの土地は6月29日に農地利用変更申出書が提出されています。雨水は自然浸透でトイレは仮設トイレを使用するとのことで周辺農地に影響はありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議をよろしく申し上げます。

- ・ 議長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号3について何かご意見等ございませんか。
- ・ 金沢和則委員 中身については基地局の一時転用なので問題ないのですが、書類を見ていくつか疑問があるので事務局がどう判断したのか教えていただきたいです。まず、委任状がついていますが最終的には〇〇〇〇を代理人に定めるとなっています。申請のなかでこの方の名前はどこに出てくるのでしょうか。なぜ（名前が出てきていないのに）委任状がついているのでしょうか。そもそも委任者である〇〇〇〇は、〇〇〇〇から東北ブロックにおける無線基地局建設に伴う一切の業務を委任されていますが、さらに復代理を選定する委任は受けていないです。なので書類上は委任できないはずなんですよ。その辺の整理はどうなっているのでしょうか。それと、〇〇〇〇が受任して5条申請の申請書の作成その他に関わったとすれば明らかに行政書士法違反です。仮に無償であっても継続反復した場合は違反だという最高裁の判例もあるのでここら辺は確認していただきたい。それと〇〇〇〇の名前が〇〇〇〇の登記事項証明書についてますけどもどこにあるのですか。ないのであればテクニカルセンターの立場はどういうものなのか証明はどこでとるんですか。この辺は県は何も言わないのか。非常に問題がある申請書だと思うんですけど。
- ・ 事務局長 委員からのご質問につきましては昨年も同様の質問をいただいていると事前に聞いております。その点も含めまして県のほうにはこのような書類をその都度送っているなかで今まで県から申請書および添付書類の中身について、または委任状の書き方等々について具体的な指導等はございませんでした。再度ご質問いただいたということもありますので、もう一度改めて県に確認したいと思います。繰り返しになりますが県にはこの書類の全部が送られています。その点からご指導がないとすると県ではこういった申請についてはほかの農業委員全国的に見てもこのようなケースは

多々あると思いますので指導等は予想されないかなと感じております。

登記関係についてはご指摘の通り再度確認してみたいと思います。

- ・金沢和則委員 前日も言いましたが、〇〇〇〇が工事をするわけですね。申請人にこの人がなっていれば別に何の問題もないんですよ。なんでそういう方法を取れないのか不思議なんですよ。
- ・事務局長 この件についても前回ご指摘いただいたということで〇〇〇〇が申請者になりえるのか県の見解を求めたところ、可能ではあると、ただししなければならぬのかというところまでは見解は示していないということでした。
- ・金沢和則委員 ちょっといろいろ問題が多すぎる申請かなと思います。手続き上はね。中身に関しては基地局そのものは許可もいらぬしそれを建てるための一時転用なので内容自体は問題ないです。ただ手続きの仕方がいいのかなと非常に疑問です。基地局じゃない案件でこのような申請があがってきたらこれ全部アウトですよ。委任状がついてなければいいんですよ。それで〇〇〇〇の名前で出てくればいいんですよ〇〇〇〇なんて付けちゃうから訳分からなくなっちゃうわけで、ここが〇〇〇〇でハンコもらってくればなんら問題はないんですけども。
- ・事務局長 このケースというのは全国的にも多々あると思いますので、もう一度県のほうにこういったやり方についての指導を仰ぎまして後ほど回答したいと思います。
- ・金沢和則委員 なぜこのようなことを言っているのかというと、残高証明付いているのが〇〇〇〇のなんですよ。これが〇〇〇〇のものなのかっていうのは分からないわけです。これは本体のもんですよ。含んでる含んでないというのは分からない。確かに公共事業だと思って県は何も言わないだろうと思いますけど、手続き上はおかしかなということ。中身に関しては異議ありません。以上です。
- ・事務局長 県の指導を仰ぐということでよろしいでしょうか。
- ・金沢和則委員 確認だけして下さい。
- ・議長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号3について何かほかにご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第5条第1項の規定による許可申請番号4から6を関連がありますので一括で報告を求めます。それでは仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号4の農地転用の件を調査した結果を報告いたします。

7月6日月曜日午後2時から、被設定人〇〇〇〇氏、設定人、被設定人双方の代理人〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、農業委員会武藤事務局長、三瓶係長、私を含めた6人で現地調査しました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を北に約2kmの所で〇〇〇〇〇〇〇〇〇周辺の土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積1,050㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積1,212㎡です。

被設定人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。設定人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。賃借権による牛舎兼堆肥舎建設としての転用許可申請です。

申請理由としては、被設定人は長く畜産業を営んでおり、現在町内4ヶ所で〇〇〇〇を飼育販売しています。畜産業の課題の糞尿処理について模索していましたが、高度な堆肥切返機を導入、専属担当者を配置したことから良質な完熟堆肥を作ることができ、販路も拡大傾向にあります。

土地の選定理由としては申請地は山間地であり牛にストレスを与えず飼育できること、現在の牛舎・堆肥舎に近く効率的であることから今回以前から管理していた牛舎周辺の農地を借受け事業拡大する計画となりました。

敷地内には敷砂利を施し、工事の際に出来る法面には法面保護工をして土砂の流出を防ぎます。下水の利用はありません。家畜の糞尿については、堆肥舎に集めて堆肥として利用します。また、床をコンクリートで築造し掃除の際は水を利用しないことから汚水等が地下へ浸透することはありません。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われしますので皆様方の審議

よろしく申し上げます。

続きまして、農地法第5条第1項番号5の農地転用の件を調査した結果を報告します。

調査日時、立会人、代理人、調査員は番号4と同じです。申請地は番号4周辺で、土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積807㎡です。被設定人は番号4と同じです。設定人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。

申請理由について、番号4は1筆上の土地に牛舎と堆肥舎建設計画ですが、本申請は堆肥舎1棟建設計画で事業の計画・調査内容については番号4と同じです。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

続きまして、農地法第5条第1項番号6の農地転用の件を調査した結果を報告します。

調査日時、立会人、代理人調査員は番号4、番号5と同じです。申請地は番号4、番号5周辺で、土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積3,123㎡です。被設定人は番号4、番号5と同じです。設定人は番号5と同じです。

申請理由について、番号4は2筆の土地ですが本申請は3筆上の土地に番号4と同じく牛舎兼堆肥舎1棟建設計画ですが、事業計画・調査内容については番号4、番号5と同じです。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

- ・議長 只今説明のあった、農地法第5条第1項番号4から6について何かご意見等ございませんか。
- ・金沢和則委員 事務局に教えていただきたいのですが、申請が三つに分かれていて資金調達計画の額がそれぞれ同じ金額になっています。そして残高証明書が同じものがついています。おそらく三つの申請の一括したものが入っているのだとは思いますが、申請が分かれている以上、どこにもほかの申請と一緒に費用支出すると書いていなくていいのでしょうか。
- ・農地管理係長 まず三つに分かれているのは農振の用途変更の際に申請を出したところ

土地が少し離れているので分けて申請するように指示があり、農地転用もそれに合わせて分けるようになりました。またご指摘がありました資金計画の部分については県からも指摘がありまして、個別の案件ごとの資金計画でということで指示が出ていまして今時点では修正の書類は上がっておりませんが今後分割したものが提出されるようになります。その中で残高証明については一緒のもので良いということでしたので同じものが付く形になります。

- ・ 金沢和則委員 了解です。
 - ・ 議長 そのほか何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・ 議長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第5条第1項番号4から6について承認するものと決定いたします。
-

(3) 議案第29号

現況確認証明に対する意見決定の件

- ・ 議長 次に議案第29号 現況確認証明に対する意見決定の件を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・ 議長 只今説明のありました現況確認証明について調査をした芳賀正幸委員に報告を求めます。
- ・ 芳賀正幸委員 現況確認証明申請について調査を報告します。

7月6日午前11時から〇〇〇〇〇〇〇〇に集合し事務局から三瓶係長、矢内主事、〇〇〇〇氏、最適化推進委員福田氏と私の5人で調査しました。地主の〇〇〇〇氏は〇〇〇〇に一任ということで欠席でした。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から西に10m行った所で、〇〇〇〇〇〇〇〇、面積262㎡の畑です。現況は原野です。

証明を求める理由は土地地目変更登記申請のためで、非農地化した経過については、当該地は昭和53年に実施された国土調査以前より耕作はしておらず現在は原野化しています。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方の審議の程よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました現況確認証明について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第29号 現況確認証明に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。
-

(4) 議案第30号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査されました小林委員に報告を求めます。

- ・小林富雄委員 農用地利用計画変更申出書について調査した結果を報告します。

事業計画兼土地所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

調査日が令和2年7月6日10時より、立会人は役場より三瓶さん、矢内さん。地主の〇〇〇〇さん。農業委員会より横川さんと小林、計5名で行いました。

土地の場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の10、129㎡の地目畑です。

申請理由は自宅への進入路が狭いため、入口を付け替えるとのことでした。自宅の進入路は農地になっているので顛末書を提出するとのことでした。

〇〇〇〇〇〇〇〇を右へ400m位行った右の家です。

この案件は問題ありませんので皆様方の審議をよろしくお願いします。

- ・議 長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。続いて石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2を調査されました緑川委員に報告を求めます。

- ・緑川喜友委員 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2を調査した結果を報

告します。

議案第28号農地法第5条1項3番の案件で説明し承認されました関連案件であり、同じ立ち合い者により現況確認を行っており、携帯電話中継基地局として問題ないと思われますので皆様の審議よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2について何かご意見等ございませんか。

・金沢和則委員 申し出は717㎡のうち9㎡ですよ。そうすると事業計画書の面積がなぜこんなに大きくなっているのでしょうか。

・農地管理係長 おそらく仮設用地の面積がそのまま入ってしまっていると思われます。実際は携帯基地局の底地ということで9㎡という数値が正しいので、そこについては別途指摘したいと思います。

・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。続いて石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3を調査されました小林委員に報告を求めます。

・小林富雄委員 農用地利用計画変更申出の調査した結果を報告します。

調査日が令和7月6日9時30分より、立会人は役場より、三瓶さん、矢内さん。〇〇〇〇さん。農業委員から横川さん、小林の計5名で行いました。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇に沿って流れる川の橋が崩落した〇〇〇〇〇〇〇〇〇側で、〇〇〇〇〇〇〇〇の一部735㎡のうち131.69㎡です。

ここには建物が建っているのですが、平地に戻すそうです。この案件も問題ありませんので、皆様方の審議よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3について何かご意見等ございませんか。

・金沢和則委員 申請書の裏面の他の土地利用の規制の有無・調整経過・予定の所に農地法5条なら5条、4条なら4条で許可申請しますよと書くようにいつも指

導を受けておりますので書くように指導してください。

- ・農地管理係長 農地転用申請予定というように記載するように伝えます。
 - ・議長 只今報告のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3についてその他何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議長 異議のないものと認め、議案第30号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。
-

(5) 議案第31号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第31号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
 - ・事務局長 (議案朗読)
 - ・議長 只今説明のありました農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議長 異議のないものと認め、議案第31号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。
-

(6) 議案第32号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第32号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定につ

いて、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第32号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号67を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時48分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年7月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 2番

_____ 3番